

## 現場説明書（技術的事項）

工事名 港町市営住宅 1 号棟隔測水道メーター改修工事

### 1. 現場の状況

本工事場所は、福山市港町一丁目地内です。

本工事は港町市営住宅 1 号棟の隔測水道メーターを計量法に基づき取替を行なうものです。

### 2. 留意事項

① 本工事請負人は、地元企業・地場製品の活用に努めてください。

② 本工事は建設リサイクル法に該当しませんが、特定建設資材の再資源化に努めるとともに、建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）の計画書・報告書を提出してください。

③現場代理人及び主任技術者の配置については、契約約款および建設業法等の違反とならないよう適正に配置し、当該工事の施工管理を行ってください。

④ 工事期間中は住民及び第三者の安全確保に細心の注意を払い、必要な対策を講じ、入居者の安全に務めるとともに、騒音等に対して十分な対策を講じてください。

⑤ 工事で既存工作物等に損傷を与えないように必要な対策を講じてください。なお損傷を与えた場合には、監督員及び施設管理者と協議のうえ、速やかに復旧してください。

⑥ 工程表は契約後 1 4 日以内に提出してください。その際、作業工程については監督員及び施設管理者と十分に協議調整の上、作成してください。また、施工計画書等は速やかに提出してください。

⑦ 工事の施工上、官公署への手続きが必要な場合は、受注者の責任において速やかに行ってください。

⑧ 本工事において隔測水道メーター交換日については上下水道局関係課へ協議が必要です。よって予め施工日の協議及び承諾を得てください。

⑨ 入居者と施設管理者との調整を行い、円滑な工事の遂行に努め、入居者には、着手前に工事概要(工程表を含む)を文書で周知をはかってください。  
なお、文面については、原案を作成後、監督員の承諾を得て、各戸に配布してください。

⑩ 工事車両等の乗り入れ及び駐車位置は、施設管理者、監督員と必ず事前に協議してください。また、敷地周辺の道路交通規制を遵守し、工事を行ってください。

⑪ 既設水道メーターは製造メーカーに引渡してください。

### 3 関連工事

なし



特記事項

- 1) 建築材料等

建築材料の製造所、製品及び施工業者などは、特記されたもの又は同等以上とする。
- 2) 発生材の処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令等に従い適切に処理する。
- 3) 疑義に対する協議等

設計図書に定められた内容に疑義が生じたり、現場の納まり又は取り合いの関係で、設計図書によることが困難又は、不都合な場合が生じたときは、監督員と協議する。
- 4) 工事現場の安全対策

・工事中は安全に十分注意し施工する。とくに建物周辺が駐車スペースとなっているため、必要に応じてカラーコーン等を置く措置をとる。

・入居者には、着手前に工事概要（工程表を含む）について文書で報告する。
- 5) 地盤製品の活用

本工事の請負者は、地元企業及び地場産業の積極的な活用に努める。
- 6) 試運転報告

メーター取替後集中検診盤に正常な数値が出ている事を確認し、報告書を作成し提出する。

特記事項

- ・品質・規格その他

納入するメーターは、以下の法令、その他関連する関係法規及び適用規格等による。

- 1) 計量法関係
- ①計量法（平成4年法律第51号（改正平成15年6月11日））

②計量法施行令（平成5年政令第329号）

③計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）

④特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号（改正平成17年3月30日））

⑤指定製造事業者の指定等に関する省令（平成5年通商産業省令第77号）

2) 水道法関係

- ①水道法施行令（昭和32年政令第336号）

②水道法（昭和32年法律第177号）

③水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）

④給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）
- 3) 日本工業規格及びその引用規格（最新版を引用する。）

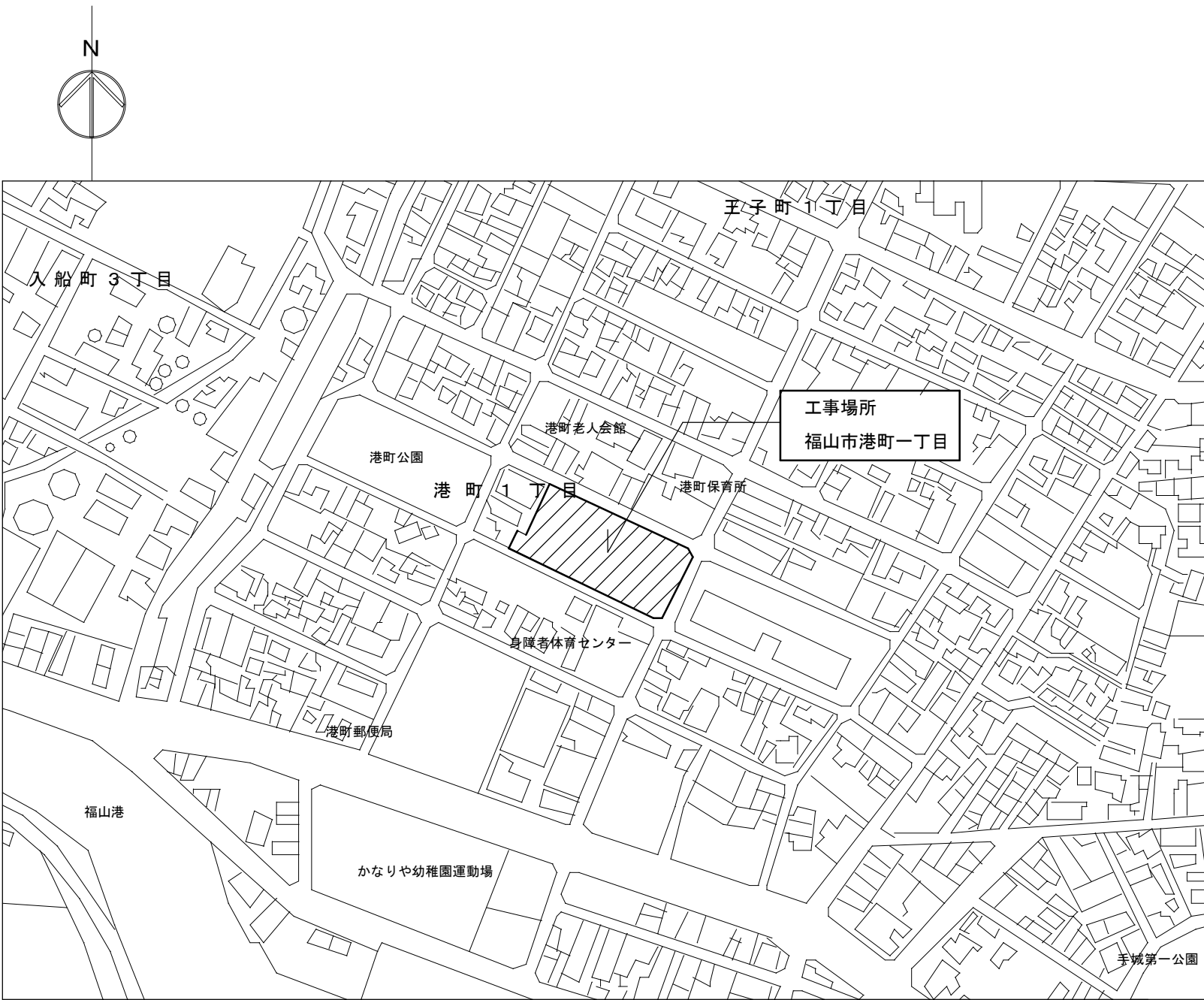
- ①JIS B8570-1 水道メーター及び温水メーター第1部：一般仕様

4) その他関連する法令等

品名：電子式水道メーター

その他

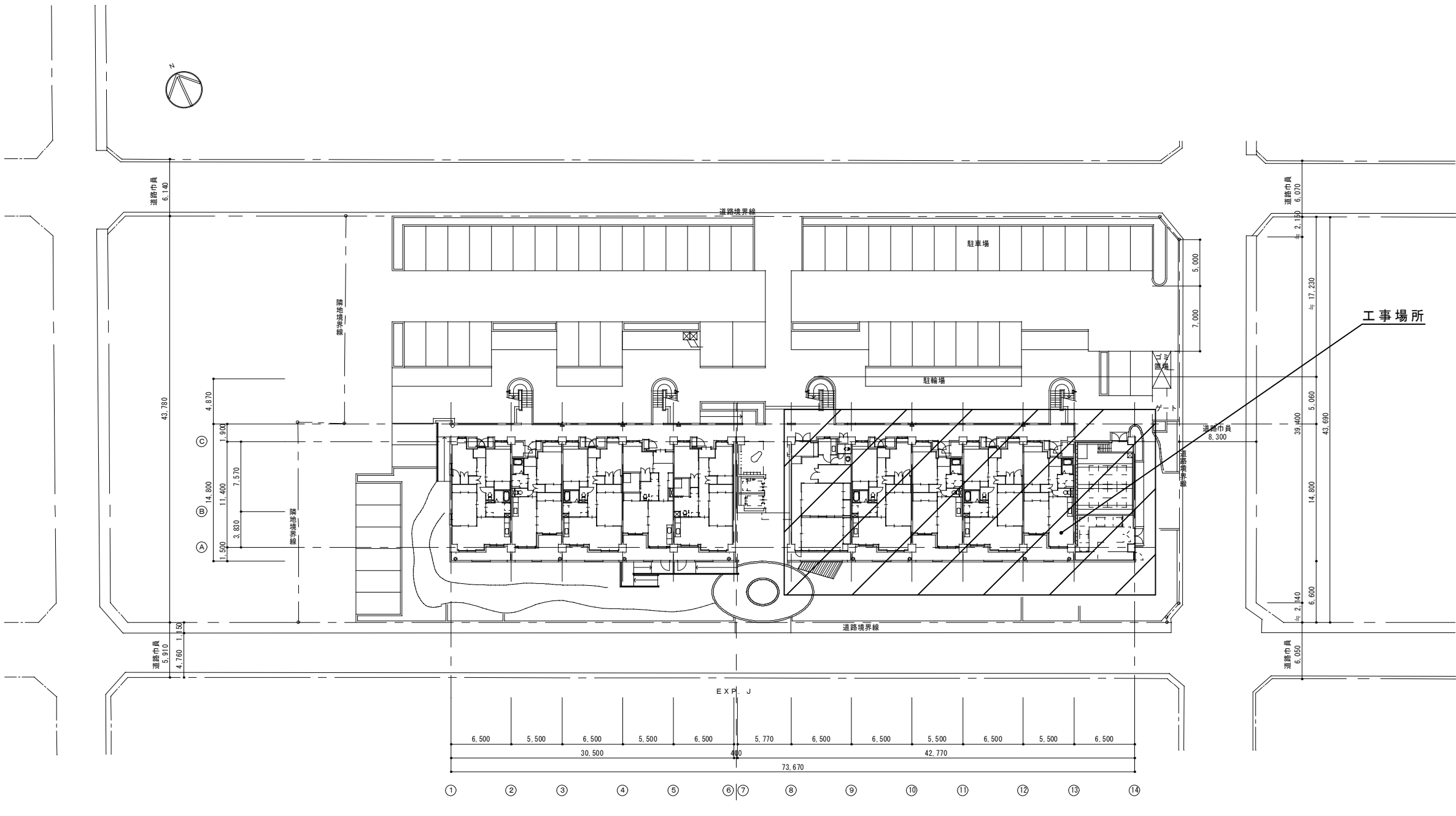
- ・メーター1個につきメーター接続用ユニオンパッキン2枚を取替る。
- 材質は合成ゴム（NBR）とし、JIS K6353「水道用ゴム皿類 硬度（HS）80」相当とする。
- ・取替後メーカーによる試運転調整をし、正常に動いている事を確認する事。
- ・取替の作業日は事前に上下水道局と協議する。
- ・上下水道局との協議にもとづき、事前に各室への断水等の案内をした上で施工する。
- ・報告書の提出等、上下水道局に対し適切な手続きを行う。



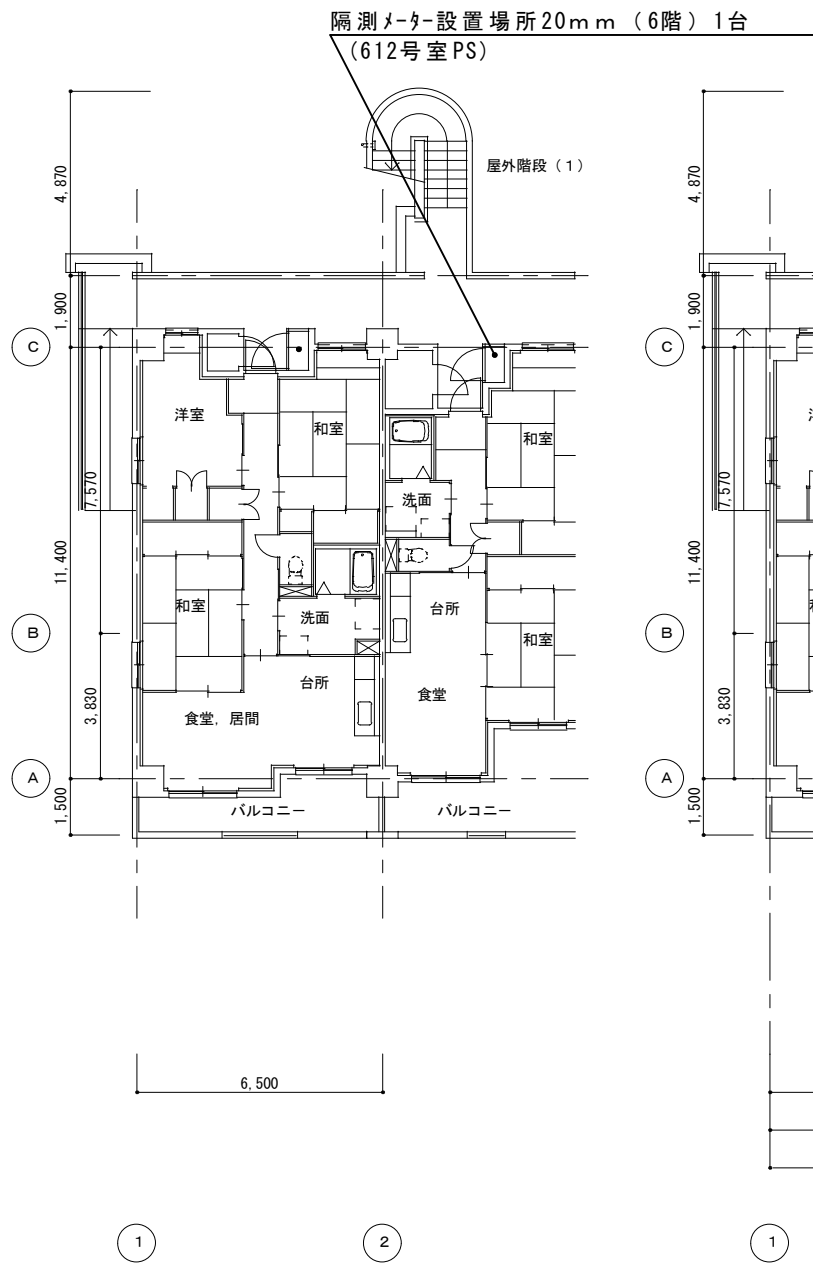
港町住宅付近見取図

| 器 機 表     |                     |         |
|-----------|---------------------|---------|
| 品 名       | 仕 様                 | 港町住宅1号棟 |
| 電子式水道メーター | ER20S（受知時計電機減同等品以上） | 48      |
| メーター保温カバー | 水道メーター保温用発泡スチロール    | 48      |

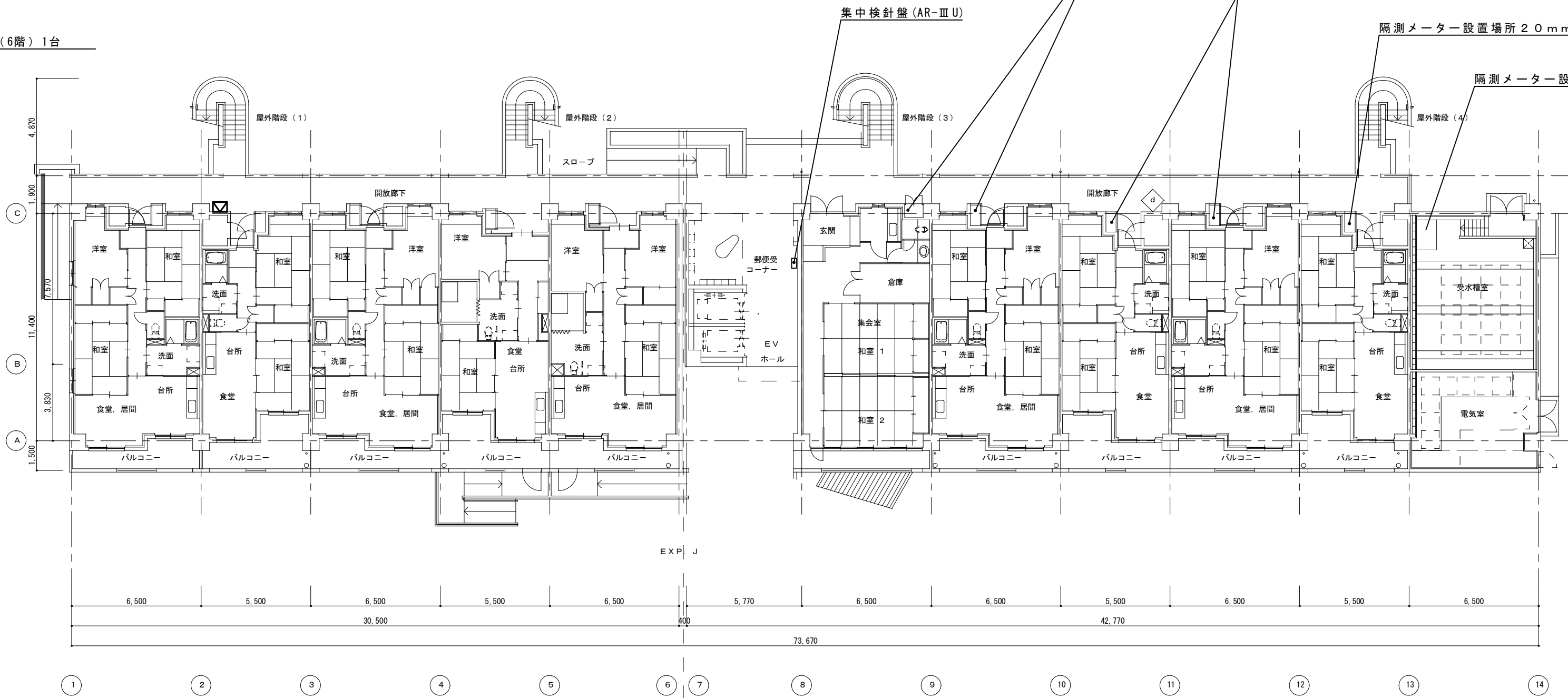
水道メーター保温用発泡スチロール取替。



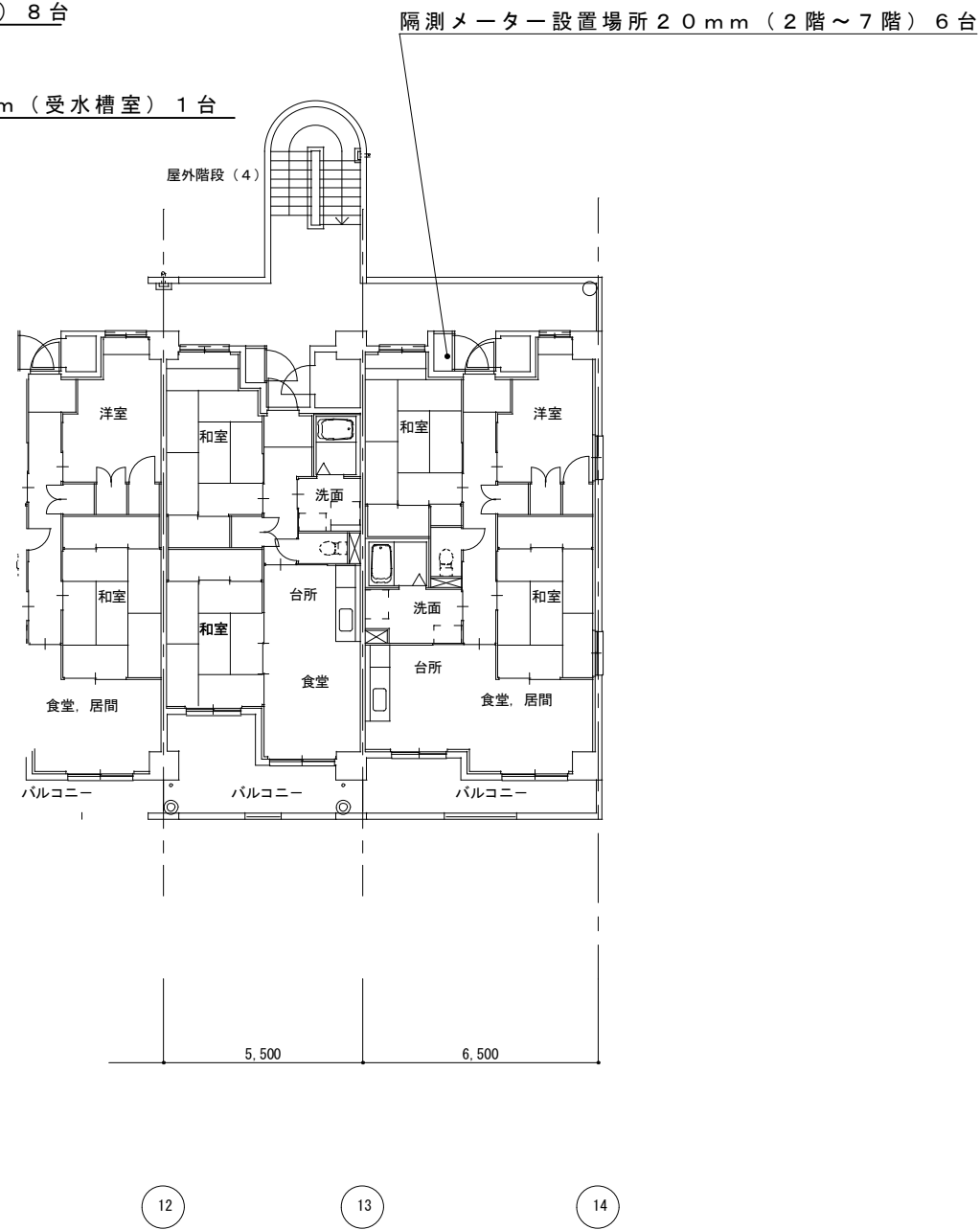
港町住宅配置図 S=1:500



6階平面図 S=1:200



1階平面図 S=1:200



2～8階平面図 S=1:200

|  |  |  |  |  |  |  |       |  |                       |  |         |                                                                                                               |    |           |    |      |      |      |   |   |
|--|--|--|--|--|--|--|-------|--|-----------------------|--|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-----------|----|------|------|------|---|---|
|  |  |  |  |  |  |  | 工 事 名 |  | 港町市営住宅1号棟隔測水道メーター改修工事 |  |         |  福 山 市 建 設 局 建 築 部 設 備 課 |    | 図 面 N O . |    |      |      |      |   |   |
|  |  |  |  |  |  |  | 図面名称  |  | 港町住宅配置図               |  | 縮尺1:500 | 2025年11月                                                                                                      | 主務 | 課員        | 次長 | 課長補佐 | 設備課長 | 建築部長 | 2 |   |
|  |  |  |  |  |  |  |       |  | 港町住宅平面図               |  | 縮尺1:200 |                                                                                                               |    |           |    |      |      |      |   | 2 |

# 参考数量書

§ 工事名称                      港町市営住宅 1 号棟隔測水道メーター改修工事

§ 工事場所                      福山市港町一丁目地内

## 特記事項

- 1    この数量書は、福山市建設工事請負契約約款 1 条に定める「設計図書」ではなく参考数量です。従って、契約後の変更等を含意するものではありません。
- 2    数量の算出は次の基準によっています。

※ 「建築数量積算基準・同解説」                      (建築工事積算研究会制定)

※ 「建築設備数量積算基準・同解説」                      (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)

# 設 計 書

工事名称 港町市営住宅 1 号棟隔測水道メーター改修工事  
工事場所 福山市港町一丁目地内

【工事概要】  
・給水設備工事 ~ 一式  
隔測メーター更新 48 組

| 名 称       | 数 量 | 単 位 | 金 額 | 備 考       |
|-----------|-----|-----|-----|-----------|
| 直接工事費     |     |     |     |           |
| 直 接 工 事 費 | 1   | 式   |     |           |
| 計         |     |     |     |           |
| 共通費       |     |     |     |           |
| 共通仮設費     | 1   | 式   |     |           |
| 現場管理費     | 1   | 式   |     |           |
| 一般管理費等    | 1   | 式   |     |           |
| 計         |     |     |     |           |
|           |     |     |     |           |
| 工事価格      | 1   | 式   |     |           |
| 消費税等相当額   | 1   | 式   |     | 消費税率 10 % |
| 工事費       | 1   | 式   |     |           |
|           |     |     |     |           |
|           |     |     |     |           |
|           |     |     |     |           |
|           |     |     |     |           |
|           |     |     |     |           |
|           |     |     |     |           |
|           |     |     |     |           |
|           |     |     |     |           |
|           |     |     |     |           |









